

関東地方整備局における 工事事故防止に向けた取組

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課

1. はじめに

関東地方整備局は、関東1都8県のエリアを管轄する国土交通省の地方支分部局であり、河川や道路、港湾空港、国営公園、官庁営繕などの社会資本整備、維持管理などを実施しています。その中で年間約1,300件（令和3年度の工事発注件数）の工事が稼働しており、工事事故の発生防止のため、発注者としても各工事現場における安全管理体制の充実を図るとともに、さまざまな安全対策に取り組んでいます。

関東1都8県における令和3年1月から12月までの労働災害の発生状況は、全産業では休業者数（休業4日以上）が47,063人、死亡者数が257人でした。そのうち建設業関係は、休業者数4,495人、死亡者数93人となっており、それぞれ全産業の約10%及び約36%を占めています（各都県労働局ホームページ調べ）。

関東地方整備局管内の直轄工事における過去5年の工事事故発生件数をみると、平成29年度の58件をピークに、平成30年度は55件、令和元年度は49件と減少傾向にあります。令和3年度の事故発生件数は46件と過去5年間では2番目に少ない状況でした（図-1）。

令和3年度の事故の発生形態別では、労働災害

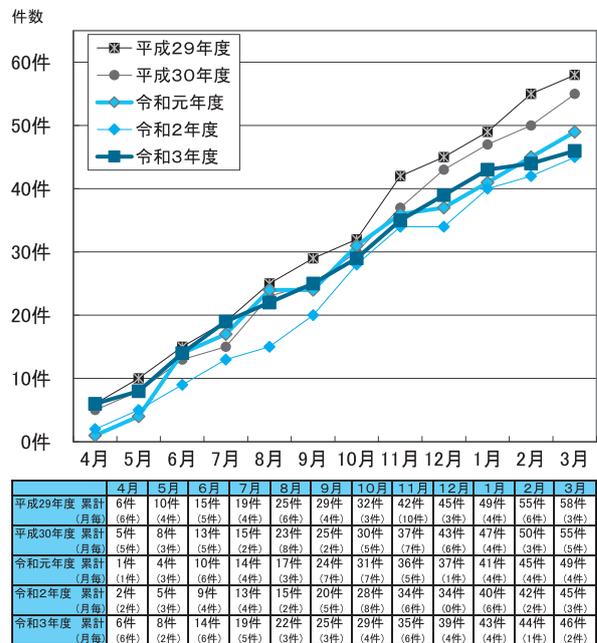
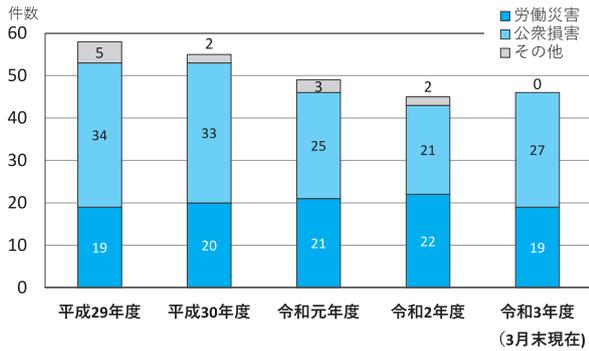


図-1 工事事故件数の推移

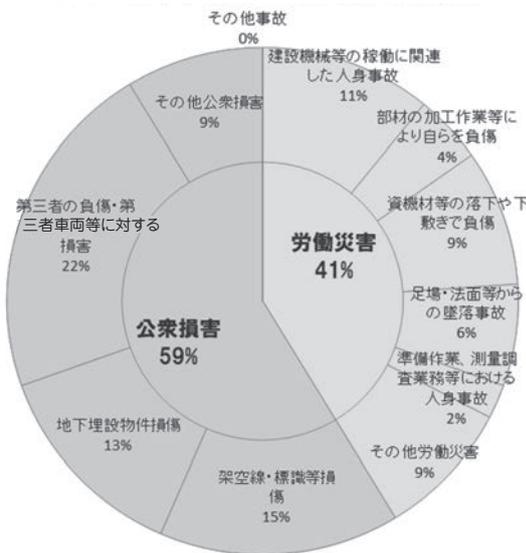
事故件数の割合が約4割（19件）、公衆損害事故件数が約6割（27件）という状況となっています（図-2）。

労働災害事故については、建設機械等の稼働に関連した人身事故及び資機材等の落下や下敷きで負傷した事故が多く発生しています。また、公衆損害事故は、第三者の負傷・第三者車両に対する損害事故及び架空線・標識等損傷事故が多く発生しています（図-3）。

本稿では、関東地方整備局管内の工事事故防止に向けた安全対策の取組及び事故の事例等について



図一 発生形態別工事事故発生件数の推移



図三 令和3年度発生形態別工事事故件数

で紹介し、今後の工事事故発生防止の一助となれば幸いです。

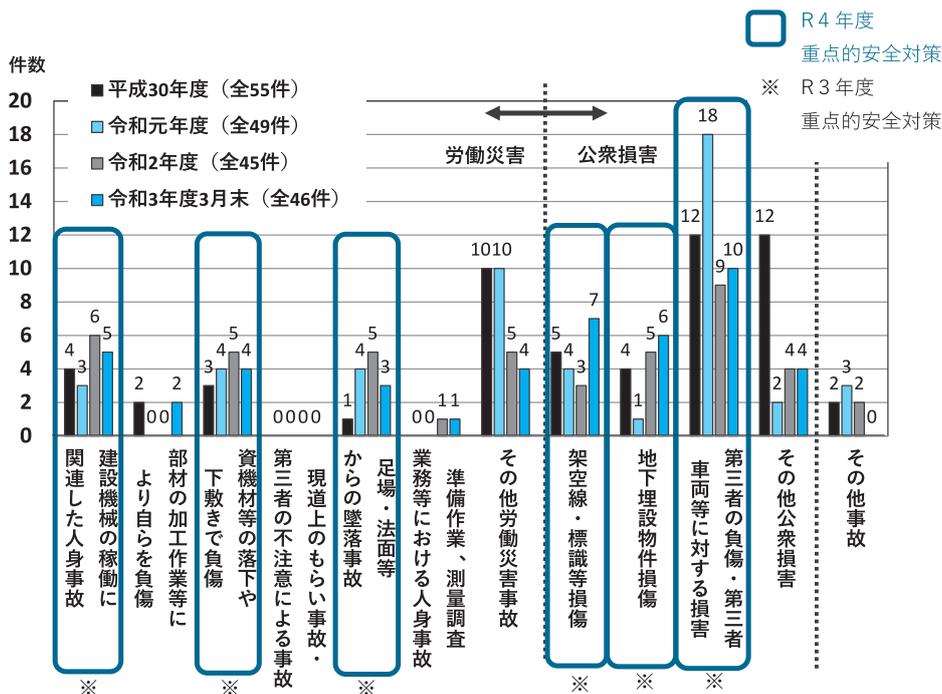
2. 工事事故防止に向けた安全対策の取組

関東地方整備局では、発注者として工事事故防止に努めるため、主に以下の取組を実施しています。

(1) 重点的安全対策の策定及び周知

工事安全対策のより一層の徹底を図るため、平成13年度より毎年度、重点的安全対策を定め、広く周知を行っています。なお、重点的安全対策を策定するにあたっては、前年度に事故が多発している発生形態を分析し、重点的安全対策の項目を定めています（図一4）。

令和3年度は、建設機械やバックホウのアームやダンプトラックの荷台を下げ忘れたことが原因で架空線などを損傷した事故が多発したことから、架空線等上空施設の損傷防止などを重点的安全対策として決めました。



図一 4 事故形態別発生件数の推移

令和4年度の重点的安全対策の詳細は、以下、
関東地方整備局ホームページをご参照ください
(https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000800616.pdf)。

【令和4年度重点的安全対策】

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - ① 事前確認及び周知・指導の徹底
 - ② 目印表示等の設置
 - ③ 適切な誘導
 - ④ アーム・荷台等は下げて移動
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - ① 適切な施工機械の選定及び使用
 - ② 誘導員の配置
 - ③ 作業員に対する作業方法の周知
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - ① 危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底
 - ② 現場条件に応じた措置の実施
 - ③ 飛来落下等の防止対策の徹底
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - ① 作業方法及び順序の周知
 - ② 墜落防止設備の設置、使用
 - ③ 安全通路の設定、周知徹底
 - ④ 「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - ① 事前調査、試掘の実施

- ② 目印表示、作業員への周知
- ③ 監視員の配置
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - ① 適切な交通誘導
 - ② 交通関係法令の遵守
- VII. 事故防止
 - ① 基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施
 - ② 安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討
 - ③ 作業員に対する安全教育
 - ④ 適正な工程管理
 - ⑤ 交通安全管理

(2) 工事事故事例等の情報提供

- ① 工事事故事例

関東地方整備局管内で発生した工事事故の概要や発生要因等を調査・分析し、工事事故事例として関東地方整備局のホームページで情報提供を行っています（図-5）。
- ② セーフティサポートニュース

関東地方整備局発注の工事現場における事故防止に関する取組や安全パトロールによる点検結果、工事現場での盗難情報など、幅広く情報提供する目的で「セーフティサポートニュース」を発行し、関東地方整備局ホームページに掲載するとともに、各都県の建設業協会へメール配信を行っています（図-6）。

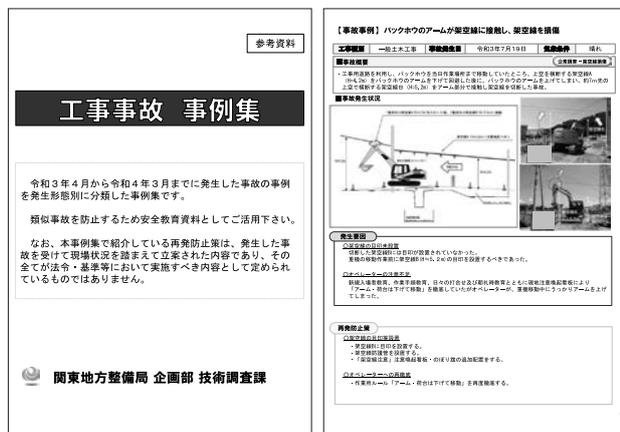


図-5 工事事故 事例集

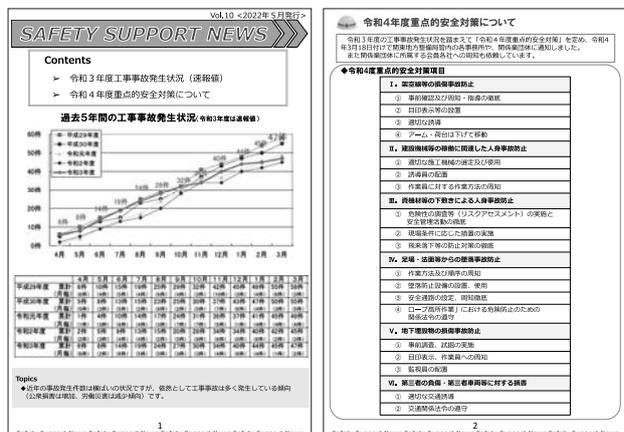


図-6 セーフティサポートニュース

これら情報は、以下、関東地方整備局ホームページに掲載しています（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>）。

(3) 工事事務所強化月間

工事稼働現場が多くなる時期（11月）において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事務所を防止することを目的として、各事務所において安全協議会の開催及び、必要に応じ労働基準監督署に協力要請し、合同で現場の安全総点検などを実施しています。

3. 工事事務所の紹介

関東地方整備局管内で令和3年度に発生した工事事務所の事例を2例紹介します。

(1) 架空線等上空施設の損傷事故

① 事故概要

- ・バックホウ（0.45 m³）を当日の作業箇所へ移動する際に、アームを下げずに工事用道路を走行し、民家への引き込み光ケーブル配線を切断した。
- ・高さ制限三角旗を架空線の直下に設置しており、三角旗と同時に架空線を切断してしまった。

② 事故発生状況

図-7のとおり。



図-7 事故発生状況

③ 発生要因

- ・危険箇所の周知はしたが、オペレータが新規入場者で危険等の認識が不足していた。
- ・オペレータは架空線の存在について認識が薄く、移動時に重機足元にあった敷鉄板が気になり架空線を見ていなかった。また、バックホウのアームを下げずに走行した。
- ・高さ制限三角旗の設置が架空線の直下で、架空線と同時に切断してしまい、事故回避できなかった。

④ 再発防止策

- ・新規入場者には元請職員同行のもと、現場内の危険箇所を周知し、事故の危険性を共有する。
- ・架空線下の移動は必ず誘導員を配置するとともに、重機の移動時は必ずアームを下げるよう安全教育等で周知徹底する。
- ・高さ制限三角旗は、架空線の前後10mの位置に設置し、オペレータへ分かりやすく表示する。

(2) 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害事故

① 事故概要

- ・片側交互通行規制を行っている際に、工事用信号を青から赤に切り替え忘れたことにより、両方向が青信号となってしまう大型トラックと原付バイクが接触、原付バイク運転者が転倒し負傷した。

② 事故発生状況

図-8のとおり。

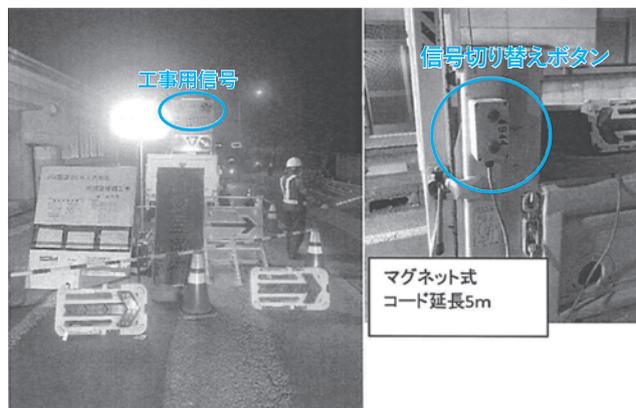


図-8 事故発生状況

③ 発生要因

- ・工事用信号を青から赤に切り替えるべきところ、切り替えるのを忘れたため「青-青」表示の状況が発生してしまった。
- ・信号切り替え後の確認動作が作業手順書に明確に定められていなかった。
- ・受注者が警備会社作成の作業手順書を把握しておらず、工事現場に即した作業手順書になっていなかった。

④ 再発防止策

- ・「青-青」表示の状況が生じないように、自動制御機能を有する工事用信号機を使用する。
- ・作業手順書に信号切り替え後の確認動作（目視確認、指差し呼称、他の誘導員に伝達）及び全交通誘導員が常に規制帯内の状況把握を行い、臨機の措置対応を行うことを明確に記載する。

- ・現場特有の条件（見通しが悪い、交差点がある等）に即した内容となるよう、作業手順書の作成について受注者による指導を徹底する。

4. おわりに

関東地方整備局における工事事故防止に向けた安全対策の取組及び工事事故事例の紹介をさせていただきました。令和4年4月から8月末現在までの工事事故発生件数は12件で、昨年度同時期の発生件数22件に対し、大きく減少しています。しかし今後、工事の稼働件数が増えていくことから、安全対策に関する意識を高め無事故で工事を完成できるよう、受注者、発注者ともに協力して安全対策に努めてまいります。